

第62回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成31年 2月14日（木曜日） 14時から16時まで

会 場 関内中央ビル5階 特別会議室

審議事項

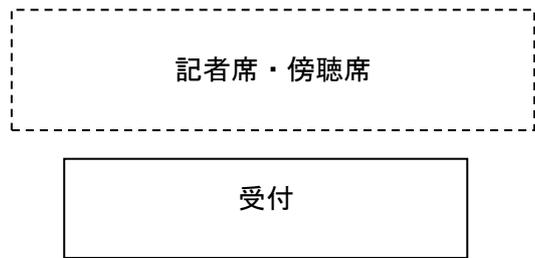
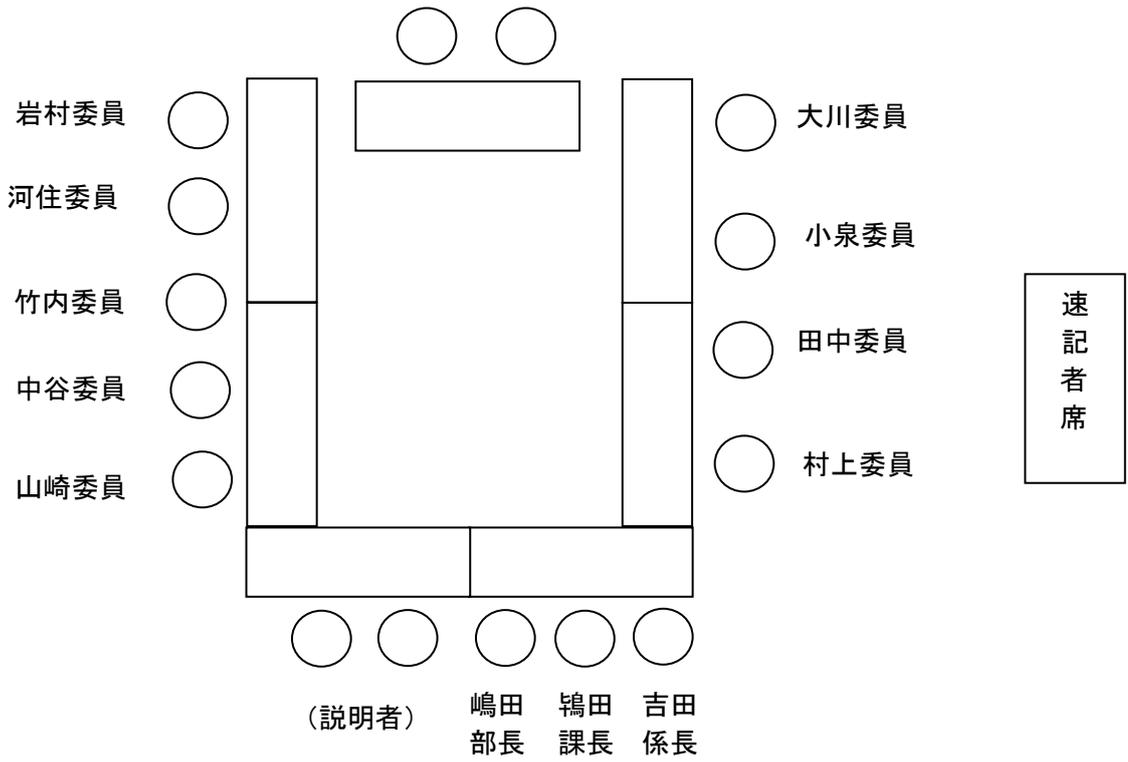
- 議案1 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について
- 議案2 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
- 議案3 広告物活用地区制度の活用について

報告事項

- 1 広告付案内サインの整備について
- 2 観覧車「コスモクロック21」の照明演出について
- 3 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について
- 4 商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について

【第 62 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 関内中央ビル 5階 特別会議室



(出入口)

第3 2期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成30年12月 1日から

平成32年11月30日まで

	氏 名	役 職 名
委 員	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	河住 志保	弁護士
〃	小泉 雅子	多摩美術大学教授
〃	竹内 淳	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	田中 喜芳	人間行動学博士
〃	中谷 忠宏	横浜商工会議所議員
〃	馬場 勝己	横浜市町内会連合会委員
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副会長
〃	山崎 洋子	作家

議案 1 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について

横浜市屋外広告物条例施行規則第30条第1項の規定により、第32期横浜市屋外広告物審議会（任期：平成30年12月1日から平成32年11月30日まで）の会長及び副会長を選出します。

横浜市屋外広告物条例施行規則

(組織)

第 28 条 横浜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 広告物に関する事業を営む者
- (3) 商工会議所の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 29 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

横浜市屋外広告物条例施行規則第33条第1項の規定に基づき、平成27年1月にデザイン審査部会を設置しています。部会の委員は審議会の会長が指名することとされており、部会の委員の互選により部会長を定めることになっています。つきましては、部会の委員及び部会長の選出を行います。

横浜市屋外広告物条例施行規則

(部会)

第33条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「審議会」とあるのは「部会」と、第31条第1項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第31条第2項から第4項までの規定中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

<参考>これまでの開催実績

- ・第1回横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会（平成27年2月10日開催）
議案1 関内駅周辺のデザインマンホールのデザイン調整について
- ・第2回横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会（平成28年12月19日開催）
議案1 第1回横浜サイン賞最終選考における現地調査について

横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会設置要綱

制 定 平成27年1月30日 都景第552号（局長決裁）

（設置）

第1条 横浜市屋外広告物条例施行規則（昭和32年3月横浜市条例第6号）第33条第1項の規定により、横浜市屋外広告物審議会にデザイン審査部会を設置する。

（招集等）

第2条 デザイン審査部会は、横浜市屋外広告物条例施行規則第33条第7項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等デザイン審査部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、デザイン審査部会の会議に代えることができる。

（審議事項）

第3条 デザイン審査部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 横浜市屋外広告物条例第19条第1項の規定に基づく許可の特例の申請のうち審議会が適当と認めるものに関し、屋外広告物等（以下「広告物等」という。）のデザインについて、景観的な観点から審査を行う。
- (2) その他審議会が必要と認める広告物等の景観及びデザインに関する事項について助言を行う。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（審議意見）

第4条 デザイン審査部会の意見は、部会長が取りまとめる。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、デザイン審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、平成27年1月30日から施行する。

議案 2 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について

通常は許可することができない禁止物件へ広告物等を設置することについて、条例第19条第1項により、市長は、「やむを得ないと特に認める広告物」で「景観を阻害しないと認められる広告物」については、許可ができるとされています（特例許可）。

このたび、事前相談を受けている以下の広告物について、特例許可の手続きを進めたいと考えていますので、第19条第2項の規定により、審議会の意見を伺います。

1 特例許可を行おうとする広告物

横浜公園内に設置が予定されている、横浜 DeNA ベイスターズ関連の広告物

照明塔への広告物

条例第7条に規定する禁止物件への広告物設置となります。

2 特例許可の条件（条例第19条）への適合性

(1) やむを得ないと特に認められるか

本広告物は、横浜市の「スポーツ振興、支援」に資するものであり、条例第19条第1項に規定する「その他の理由」により、やむを得ないと認められる広告物と考えます（従前からの考え方とおおり）。

(2) 景観を阻害しないか

照明塔の広告は、過去の審議会で、球場を持つ横浜公園の環境特性に合っており景観を阻害しないと認められたデザインを踏襲しています。

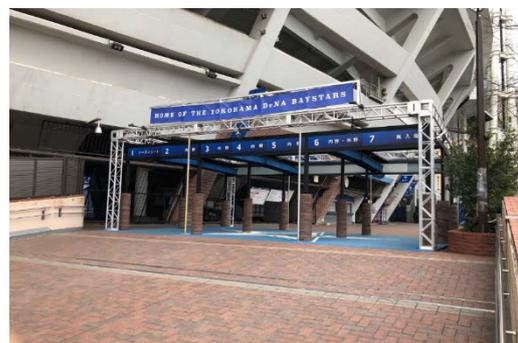
【参考】これまでの経過

広告物の設置		審議会での審議
年月	場所	
25年3月	照明塔	第49回（25年3月）
26年3月	照明塔	第52回（26年1月）
27年3月	照明塔	第54回（27年1月）
28年3月	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	第56回（28年1月）
29年3月	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	第58回（29年1月）
30年3月	照明塔、人工台地上の仮囲い	第60回（30年2月）

※横浜スタジアムの改修工事に伴い、人工台地上のトイレは撤去済み。

仮囲いは3月中旬に撤去予定。

※人工台地



〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。



2019年 横浜公園装飾案

(照明柱)

2019.2.14



広告・装飾の掲出内容の考え方

横浜DeNAベイスターズでは、広告・装飾を掲出する際に、スタジアムからの距離によって、phase 1～3に分類しアプローチを変えています。

グラウンド・
スタンド



コンコース



横浜公園



スタジアム
最寄駅



DeNAベイスターズ
タウン（球場周辺）



・神奈川県、横浜市周辺など
・イベントポスターなど



Phase①

ボールパークに来たワクワク感を創出。
選手や試合のイメージなどを強く訴求。

Phase②

イベントや、球場へ行ってみたいくなるような
体験を強く訴求。

Phase③

2019年 年間ビジュアルのデザインコンセプト

年間ビジュアルのコンセプト

“BLUE STAR”

我々のやるべきことは、もうすでにみえている。ただ前を向き、高みを目指す。2019年度のスローガン「GO BEYOND THE LIMIT」が伝えられたとき、その言葉から内包するさまざまなヴィジョンが浮かび、監督の、チームの意気込みがしっかりとわたしたちに伝わってきました。

焦り、不振、空転から沈み込み、息をするのも忘れるほどの18年はすでに過ぎ去り、蒼き光と共に念願のリーグ優勝を目指す「不屈の集団」であることを私たちは表現していきます。

そして、頭上に浮かぶ「蒼き星」が横浜の街を引き上げ、新しいスタジアム共に次のシーズンを戦っていくというストーリーをさまざまなビジュアルを使い、2019年度の年間ビジュアル展開していきます。

2019年 デザインコンセプト PHASE 1



PHASE 1

メインビジュアル

今年のフェーズ1は「3種類」のヴィジュアルを制作します。

「1.0」は、関気みなぎる選手が背番号を背負い、スタジアムやコンコース、周辺の駅に並び、これから始まる激戦を盛り上げていきます。昨年と同じようにグラブやバットを持ち各選手の特徴をしっかりと表現し強いビジュアルを作っていきます。

「1.5」は、各選手のストロングポイントを端的に表現します。パーソナルスローガンと青い星のステンシルとともに街に並び、蒼き星が街をジャックしていきます。

「1.75」は、1.5と同じく各選手のストロングポイントを端的に表現していくのですが、空間を切り裂くようなラインを象徴的に配置し、選手の、野球の美しさを表現していきます。1.5が動であるなら1.75は静というバランスです。

カメラは昨年も担当した、作家の伊丹豪さん。

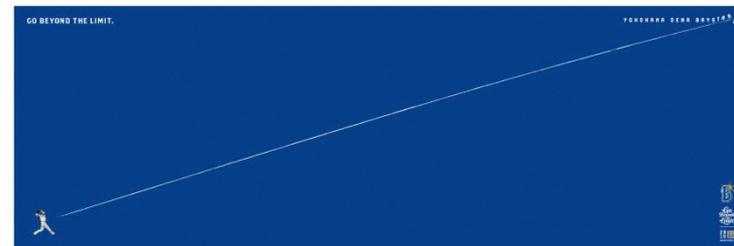
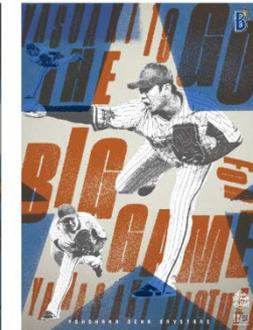
※ビジュアルはイメージです これから撮影しますので仕上がりは異なる場合があります
方向性をご確認ください



【ポートレート案】



【グラフィック案】



2019年 デザインコンセプト PHASE2

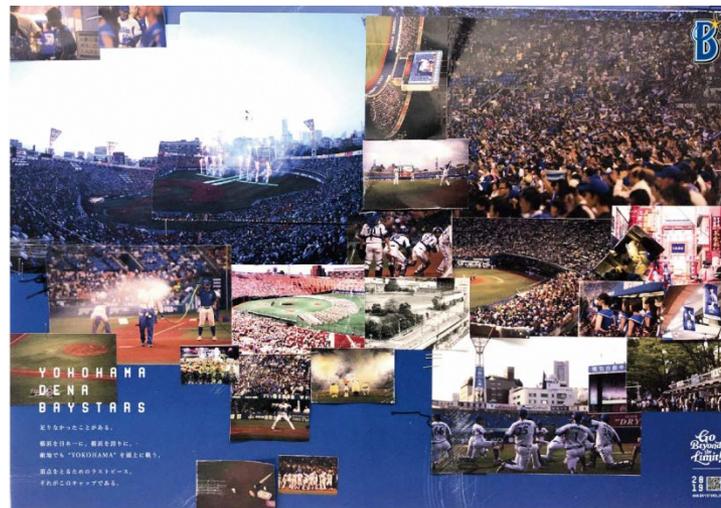
PHASE 2

横浜の街、期待に胸を膨らませ楽しみにしているファン、新しくなっていくスタジアム。そして、勝つために集中をしている選手のさまざまなシーンをコラージュし、リーグ優勝に向けて大きく展開していくであろう「物語」を演出していきます。

チームと選手、チームとスタジアム、チームとファン、チームと横浜を重ね、織り合わせ、このビジュアルをみた人々の期待やはやる気持ちを煽っていきます。選手の熱いプレーとファンの声援、スタジアムでは美しい瞬間が生まれる。

今年度のコラージュは、チームカラーの青色色面を使いよりベイスターズらしさを出していきます。生々しいカットアップが白熱するであろう試合を連想させます。

カメラは神奈川県出身の白川青史さん。



※ビジュアルはイメージです これから撮影しますので仕上がりは異なる場合があります
方向性をご確認ください

2019年 PHASE3のデザインについては、修正中のためこの資料からは割愛させていただきます







2019シーズン 横浜公園内装飾案

照明柱 デザイン案

【掲出期間:3月中旬～11月末予定】

- ・ 掲出選手：8～10名
(契約等の理由により、選手は変更する可能性があります。) (工事に干渉する可能性のある場所はロゴやスローガンを配置することがあります)
(選手の配置はデザインやポジションのバランスにより決定したいと考えております。)



※ビジュアルはイメージです
これから撮影しますので仕上がりは異なる場合があります
方向性をご確認ください

照明柱（掲出イメージ）

・サイズ 大 W((上底)3,370mm×(下底)3,640mm)×H3,520 W((上底)3,680mm×(下底)3,950mm)×H 3,520（5号柱、6号柱）
小 W((上底)2,928mm×(下底)3,228.1mm)×H3,620 W((上底)3,248mm(下底)3532.3mm) ×H3,420

・デザイン面積 約 22.6㎡

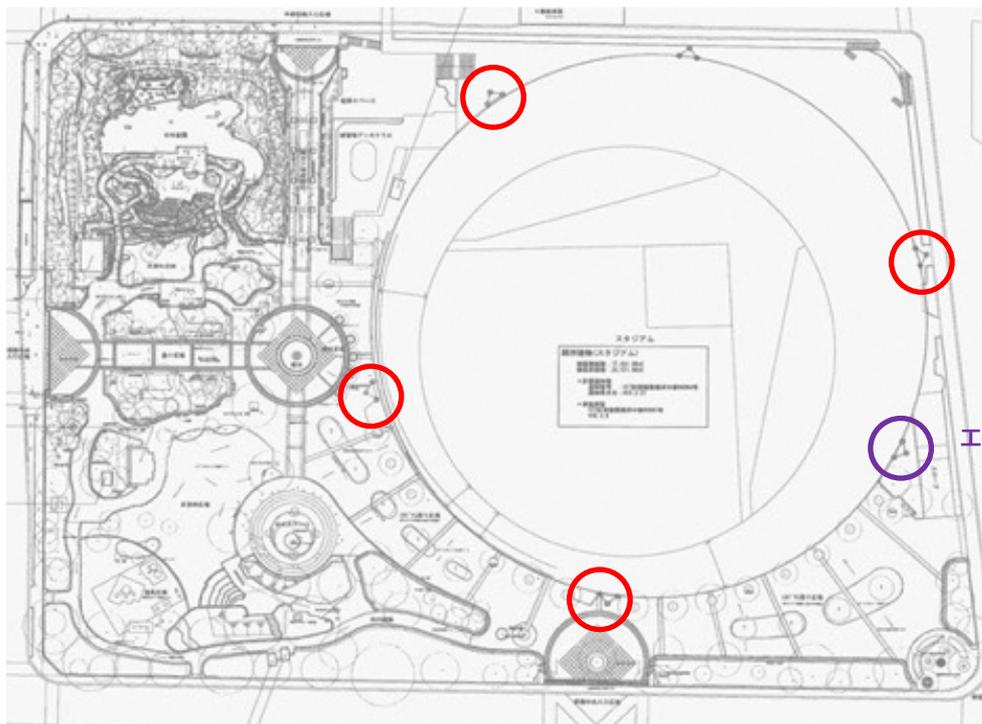
・場所 球場周囲



※ビジュアルはイメージです
これから撮影しますので仕上がりは異なる場合があります
方向性をご確認ください

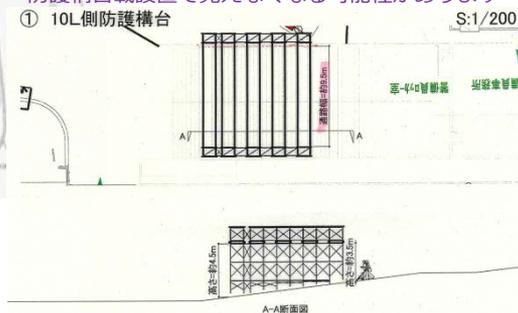
照明柱 掲出位置

- 掲出期間：3月中旬～11月末（プロ野球シーズン開始からファンフェスティバル実施日までを想定しております。）
- 掲出選手：8～10名

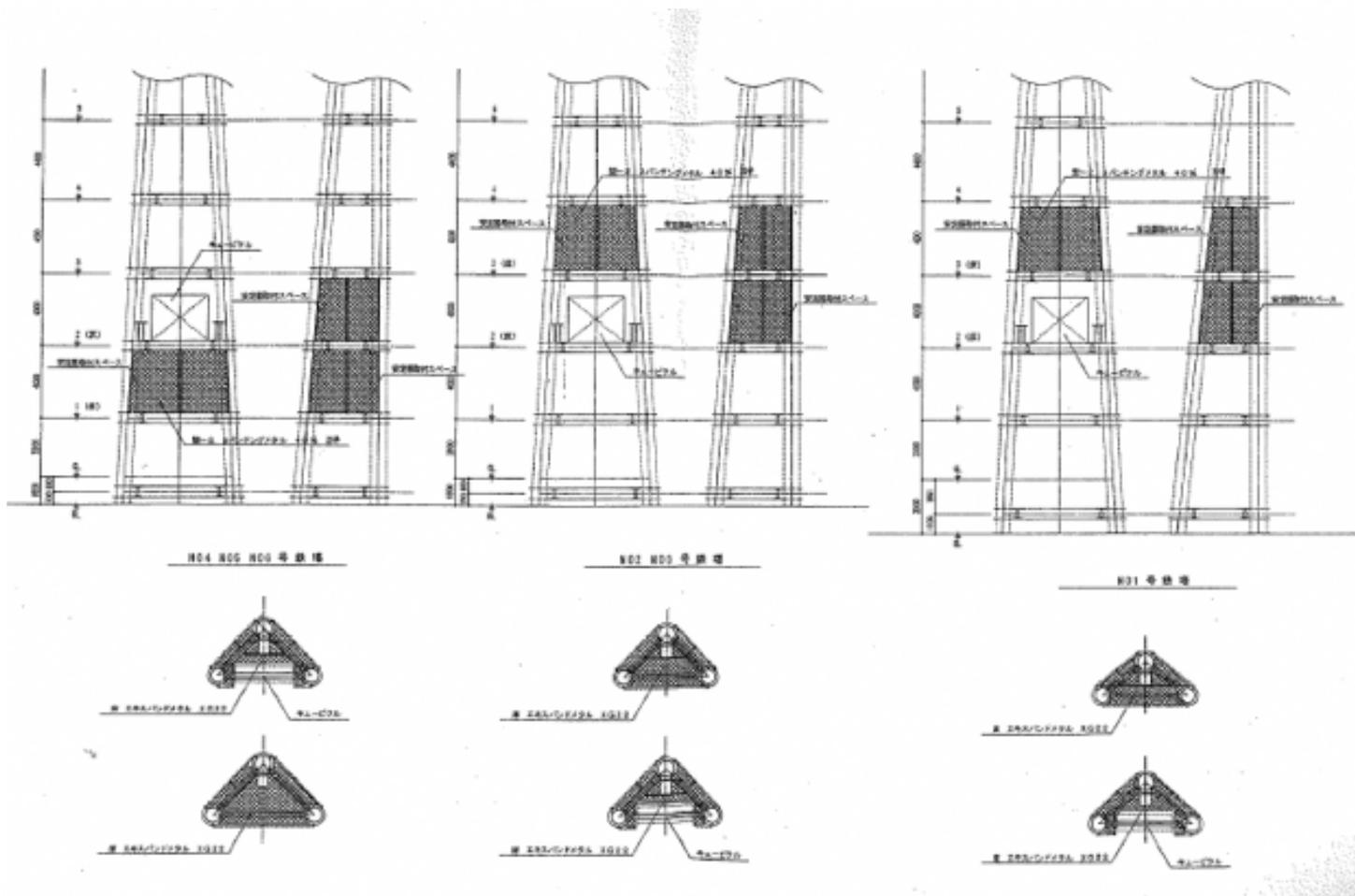


工事の関係で施工の実施検討中

防護構台設置で見えなくなる可能性があります



照明柱 立面图



議案 3 広告物活用地区制度の活用について

ラグビーワールドカップ 2019™大会の盛り上げのため、様々な屋外広告物の掲出が想定されますが、条例・規則の基準に合致しない広告物の掲出も想定されます。

その場合、通常は、条例第19条による特例許可を受けて掲出してもらうこととなりますが、次のような課題があります。

◎課題

- (1) 特例許可は、屋外広告物審議会の意見を聞いた上で手続きを行うため、審議会開催のスケジュールに合わないとは掲出できないことになる。
- (2) 本市が申請者となった場合も、許可手続きが必要で、手数料も必要となる。

【右上図】

フェンスにオリンピックの図柄を入れる場合、基準では、フェンス面積の 3/10 以内とする必要がある。図のように 3/10 を超過するような場合は、特例許可が必要。



【右下図】

巨大なラグビーボールのモニュメント。これも屋外広告物(広告板)に該当し、基準では表示面積は 75 m² (※商業地域の場合)が上限となるが、それを超えている可能性があり、特例許可が必要となる



そこで、都市装飾が想定される地域を「屋外広告物活用地区」に指定し、円滑な対応を行います。

◎屋外広告物活用地区制度

- ・屋外広告物条例第 10 条に規定されている。
- ・活力ある街並みの形成や維持を図るため、広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、市長は特定の地域を広告物活用地区として指定することができる。
- ・当該区域固有の基準を定めることができる (他の地域に比べ基準を緩和することも可)。
- ・禁止物件の一部を除外することができる。
- ・指定しようとするときは、屋外広告物審議会の意見を聞かなければならない。

○横浜市屋外広告物条例

(広告物活用地区)

第 10 条 市長は、活力ある街並みを形成し、又はその維持を図るため、その区域において広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、当該区域を、**広告物活用地区として指定することができる。**

2 市長は、広告物活用地区の区域内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、第 7 条の規定の一部の適用を除外し、又は第 16 条第 1 項の規則で定める基準に代えて、**当該区域の固有の基準を定めることができる。**

(横浜市屋外広告物審議会)

第 47 条 市長の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、市に横浜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

3 市長は、第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで、**第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により地域又は地区を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。**

ラグビーワールドカップ 2019TM大会に合わせ、大会盛り上げのため、屋外広告物活用地区制度を活用し、都心臨海部や新横浜都心部において屋外広告物の規制を緩和します。

1 期間

平成 31 年 6 月～11 月

2 地区

横浜駅周辺（エキサイトよこはま 2 2 のエリア）、みなとみらい 2 1 中央地区、みなとみらい 2 1 新港地区、関内地区（いずれも景観推進地区のエリア）、新横浜駅周辺（新横浜 1 丁目～3 丁目、鳥山町及び小机町の横浜線以北）

※地区のイメージは別添資料のとおり

3 緩和の内容

「1」の期間中に、設置し確実に撤去することが見込まれる広告物等（映像装置を含む）について、禁止物件への掲出や大きさに関する基準等を一部適用しないこととします。

※詳細については別添資料のとおり

4 対象

- (1) 主催者（大会組織委員会）、神奈川県、横浜市が掲出する大会に関する屋外広告物
- (2) 大会公式スポンサーが掲出する屋外広告物

5 効果

- (1) 規格を超えた屋外広告物や禁止物件への掲出が可能となり、大会の盛り上げにつながる。
- (2) 通常の許可申請により、迅速な許可事務が可能となる。
- (3) 公共目的であっても規格を超える屋外広告は、許可を受けて手数料を支払うことになるが、基準を緩和することで、大半が規格内に収まることになり、許可不要（手数料も不要）となる。

6 景観制度との関係

広告物活用地区に指定しても、景観計画、景観協議の基準は緩和されない。

7 地区指定に向けた手続き

- | | |
|-------|---------------|
| 2 月 | 屋外広告物審議会で見聞聴取 |
| 3～4 月 | 基準の整理、変更手続き |
| 5 月 | 指定 |

広告物活用地区指定地域

※詳細については今後変更する可能性があります。

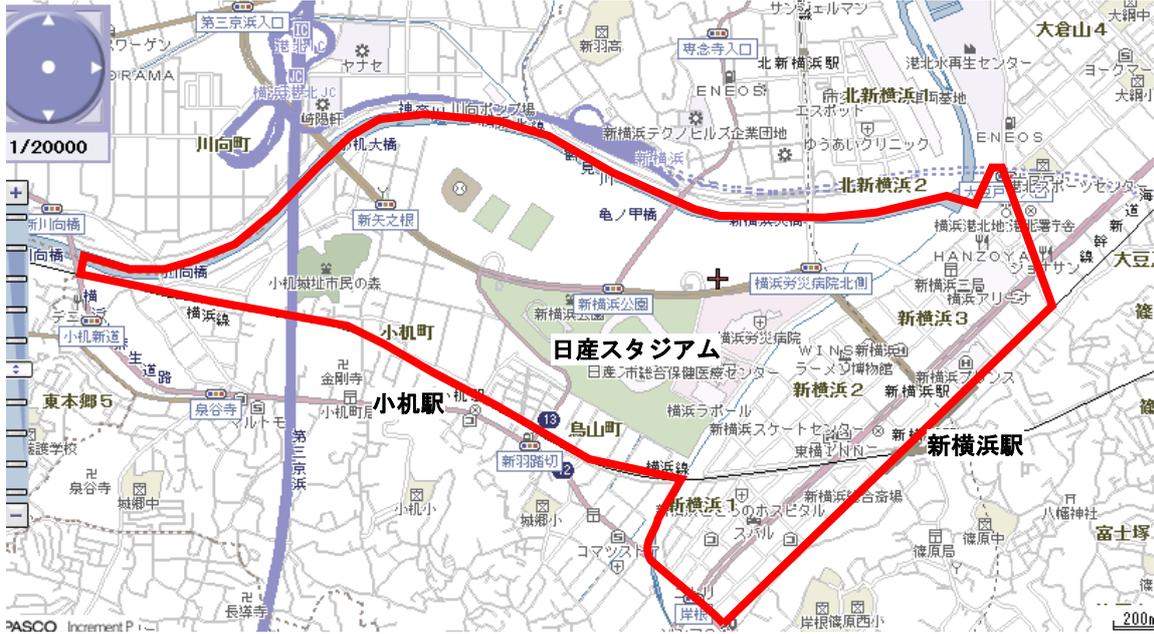
◎横浜駅周辺（エキサイトよこはま22のエリア）



◎みなとみらい21地区、関内地区



◎新横浜駅周辺



屋外広告物活用地区の固有の基準について

広告物活用地区の指定期間中（平成 31 年 6 月～11 月予定）に、設置し、確実に撤去することが見込まれる広告物等（映像装置を含む）については、

- ・ 条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 8 号、第 11 号の規定を適用しない。
 - ・ 条例第 7 条第 3 項の規定を適用しない。ただし、車道を除く。
 - ・ 条例第 16 条第 1 項第 1 号（はり紙、はり札等を除く）、第 2 号、第 5 号、第 9 号に規定する屋外広告物については、規則で定める基準を適用しない。
- こととします。

第 7 条関係

◎禁止物件への掲出

条例第 7 条に規定されている禁止物件は以下のとおりですが、以下の の部分を適用しないこととします。

1 項 すべての広告物を禁止するもの＝禁止物件

1 号 橋りょう、トンネル、高架構造物、道路の分離帯

2 号 街路樹、路傍樹、道路の植樹帯

3 号 銅像、神仏像、記念碑

4 号 景観重要樹木、景観重要建造物

5 号 信号機、道路上の柵(さく)、駒(こま)止、街灯、道路標識、道路元標、里程標、道路情報管理施設

6 号 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識及び防火・水槽標識

7 号 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、公衆便所、道路上に設置する変圧器・配電器

8 号 送電塔、テレビ塔、照明塔

9 号 煙突、ガスタンク、給水タンク、貯水タンク

10 号 石垣、擁壁その他これらに類するもの

11 号 地下道その他これに類するものの出入口の上屋で道路上に設置されるもの

2 項 はり紙・はり札等・広告旗・立看板等の表示又は設置を制限するもの

- ・ 電柱・街灯柱その他の支柱
- ・ 消火栓標識
- ・ バス停留所の標識・上屋
- ・ アーチ

3 項 **道路の路面には広告物等の表示を禁止**

(※ただし車道への表示は禁止します)

第 16 条関係

◎屋外広告物の種類ごとの基準

第 16 条第 1 項第 1 号（壁面看板（はり紙、はり札等を除く））、第 2 号（屋上看板、袖看板）、第 5 号（広告塔及び広告板）、第 9 号（アドバルーン）に規定する屋外広告物の基準を適用しないこととします。

1 壁面看板（第 1 号）

- 広告物等を設置する壁面における当該広告物の表示面積の合計が、当該壁面の面積の 10 分の 3 以下とすること
- 映像の場合は映像表示面積に 4 を乗じて得た面積を「表示面積」とする
- 広告物等を表示し、又は設置する外面から突出しないこと（上端からの突出部分が 0.5 メートル以下かつ当該 広告物等の縦の長さの 2 分の 1 以下の場合を除く）
- 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内では、建築物の屋根又は屋上に直接表示しないこと

2 屋上看板（第 2 号）

- 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域には表示し、設置しないこと
- 建築物の横からはみ出さないこと
- その他の地域は、次の表の基準に適合すること
- 映像の場合は映像表示面積に 4 を乗じて得た面積を「表示面積」とする

（1 基あたりの基準）

市街化調整区域	第一種中高層住居専用地域
高さ:7メートル以下 かつ 設置高さの 2 分の 1 以下 表示面積:50 平方メートル以下	
第二種中高層住居専用地域	
高さ:7メートル以下 かつ 設置高さの 2 分の 1 以下 表示面積:100 平方メートル以下	
第一種住居地域	
高さ:10メートル以下 かつ 設置高さの 2 分の 1 以下 表示面積:100 平方メートル以下	
第二種住居地域	
高さ:10メートル以下 かつ 設置高さの 2 分の 1 以下 表示面積:150 平方メートル以下	
準住居地域	
高さ:10メートル以下 かつ 設置高さの 2 分の 1 以下 表示面積:200 平方メートル以下	
その他の地域	
高さ:20メートル以下 かつ 設置高さの 3 分の 2 以下 表示面積:映像表示部分の面積は 100 平方メートル以下	

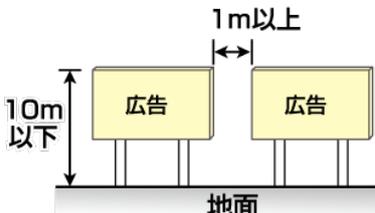
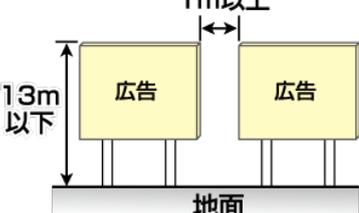
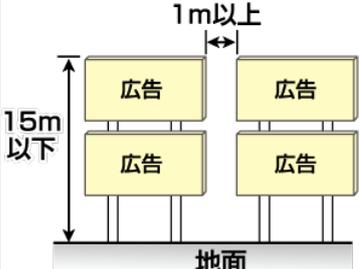
3 袖看板（第2号）

- 1基当たり表示面積は50平方メートル以下とすること
- 映像の場合は映像表示面積に4を乗じて得た面積を「表示面積」とする
- 広告物等の上端は、建築物の外面上端から突出しないこと
- 道路上に突出する場合は、道路との境界線から当該広告物等の先端までの水平距離は、1メートル以下とし、下端までの高さは、歩道の場合、2.5メートル以上、車道（歩道と車道の区別のない道路を含む）の場合4.5メートル以上とすること

4 広告塔・広告板（第5号）

- 地上に設置すること
- 相互間距離は、1メートル以上とすること（自家用屋外広告物・管理用屋外広告物を除く）。
ただし、1メートル未満の範囲内の他の広告塔等の表示面積との合計がその地区における表示面積の上限を超えない場合はこの限りでない
- 映像の場合は映像表示面積に4を乗じて得た面積を「表示面積」とする

（1基あたりの基準）

市街化調整区域 第一種・第二種 低層住居専用地域 第一種・第二種 中高層住居専用地域	第一種・第二種住居地域 準住居地域	その他の地域
高さ：10メートル以下 表示面積：25平方メートル以下	高さ：13メートル以下 表示面積：50平方メートル以下	高さ：15メートル以下 表示面積：75平方メートル以下
		

5 アドバルーン（第9号）

表示面積は25平方メートル以下とすること。

※その他

はり紙、はり札、立看板、電柱利用広告物等、アーチ、電車・自動車・船舶の外表面を利用する広告物については、基準の変更なし

ラグビーワールドカップ2019™に係る都市装飾について

ラグビーワールドカップ2019™大会（以下、「RWC2019」という）にかかる都市装飾の概要についてご説明させていただきます。

1 RWC2019 概要

(1) 大会開催期間

平成31年9月20日～11月2日

(2) 会場

横浜国際総合競技場（新横浜）

※横浜市以外では、東京都、神戸市など計11都市が会場となっています。

(3) ファンゾーン

臨港パーク

※ファンゾーンとは

開催都市は、大会期間中に試合会場とは別にラグビーのイベントスペースであるファンゾーンを設置し、大会を盛り上げていくとともに、ラグビーの普及・啓発を行います。ファンゾーンには、大型モニターを設置して、パブリックビューイングを行うとともに、ラグビー体験コーナーや飲食ブース等が設置されます。

（イメージ）



2 都市装飾

都市装飾は主に2種類に分かれます。

(1) 大規模展示物設置

開催都市がRWC2019を盛り上げると同時に、開催都市の魅力・特色を国内外に印象づける格好の機会として、開催都市が独自に行う都市装飾です。

前回大会（ロンドン）では各開催都市がそれぞれ2か所以上で実施しました。

ア 装飾内容

装飾の内容については、モニュメント、映像、プロジェクションマッピング、大型ポスター等を想定しています。具体的な内容・場所等については、今後、公募型プロポーザル方式により提案されます。

イ 設置場所

横浜国際総合競技場やファンゾーン会場周辺、主な観光地など、観戦者をはじめ多くの人々の目

にふれる場所。複数個所で設置可能ですが、みなとみらいエリアには必ず1か所以上設置します。

ウ 設置期間

2019年8月20日から2019年11月10日まで（予定）

エ 前回大会の様子



大きなバルーンによるボール造作



迫力ある大きなボールの造作



壁面に大きなプロジェクターで映像投影

(2) その他都市装飾

大会に向けた機運醸成を図るため、シティドレッシング（都市装飾）を行うことが開催基本契約で定められています。大会組織委員会が決めたデザインの大会バナーや横断幕などが中心となり、横浜市以外の開催都市でも統一したデザインの下で都市装飾が行われます。

ア 装飾内容

街灯バナー、多目的バナー（横断幕）、フェンスバナー、のぼり旗、連続旗、ポスター

イ 設置場所

横浜国際総合競技場やファンゾーン会場の周辺、主要駅から会場へのアクセス道路、交通機関のターミナル（横浜駅など）、観戦者をはじめ多くの人々の目にふれる場所（関内地区など）。

ウ 設置期間

2019年8月20日から2019年11月10日まで（予定）

エ イメージ（街灯バナー）



都市装飾及びファンゾーン配置計画について



報告 1 広告付案内サインの整備について

都市整備局企画課及び都市デザイン室で進めている「広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業」について報告します。

1 事業内容

国内外からの来街者に快適な滞在環境を提供するため、外国人観光客をはじめ多くの来街者が訪れる横浜都心部の公共空間において、訪日外国人等からのニーズの高い、公衆無線 LAN や案内サインの整備及び管理運営を公民連携により行います。

整備事業者は、整備対象エリアにおいて案内サイン及び公衆無線 LAN を整備し、管理運営を行います。また、事業実施にかかる必要な経費については、広告収入を財源として賄います。

整備事業者：エムシードウコー株式会社

2 整備内容

表 面：案内地図（周辺地図）

裏 面：広告

大 き さ：高さ約 2.7m×幅約 1.3m

仕 様：内照式照明付き

設置規模：計 150 基のうち 60 基に公衆無線 LAN 付 ※イメージは別添資料【資料 1-1】

設置予定：平成 31 年 9 月に行われるラグビーワールドカップ 2019™大会の開催までに、対象エリアでの利用を順次開始

3 整備箇所

都心臨海部及び新横浜駅周辺地区【資料 1-2】

4 広告について

広告付案内サインでは、広告付バス停上屋と同じ広告を展開する予定です。現在、広告付バス停上屋では、広告事業者、バス事業者（交通局）がそれぞれ審査基準によって予備審査を行った後、外部有識者（現在 3 名）によって構成される審査会での審査を行っています。これにより広告の質を保ち、良好な景観形成に寄与するものとしています。

広告付案内サインについても、広告付バス停上屋の広告審査と合わせて審査を行い、景観に寄与する、質の高い広告展開を行っていきます。

5 これまでの経過

- ・平成29年3月30日 都市美対策審議会において、事業実施の方向性について審議
- ・平成29年6月2日 **屋外広告物審議会において、事業実施の方向性を確認**
- ・平成29年9月12日 都市美対策審議会において、事業公募の開始を報告
- ・平成30年2月13日 **屋外広告物審議会において、実施候補者等について報告**
- ・平成30年3月7日 都市美対策審議会において、事業者提案の広告付サインのデザイン及び位置図について報告
- ・平成30年12月11日 都市美対策審議会において、景観計画における行為の制限のただし書き適用について審議・事業の進め方について報告
- ・平成31年1月25日 都市美対策審議会において、景観計画における行為の制限のただし書き適用について審議

6 景観計画への適合

今回整備するエリアのうち、**関内地区の一部及びみなとみらい 21 新港地区**では、景観法に基づく景観計画において、次の制限事項が規定されています。※別添【資料1-2】

制限事項	景観計画の規定
自家用以外の屋外広告物の掲出制限 ※案内サインは自家用以外の屋外広告物	屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事務所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。 ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、各地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。
内照方式の照明装置の使用制限 ※案内サインは内照方式	屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。 ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

整備する案内サインが、それぞれの「ただし書き」に該当するかどうか、**都市美対策審議会の意見も聞いて検討**しました。その結果、ただし書きの適用について大枠が認められました。今後は、設置個所1つ1つについて場所に応じた景観配慮を慎重に検討しながら、**景観計画に適合した整備内容となるよう進めていきます。**

○横浜市都市美対策審議会

国際港都横浜にふさわしい都市の美観を高め、及び魅力ある都市景観の創造を図るため、市長の諮問機関として設置されたもの。景観計画の策定や変更の際には都市美対策審議会への付議が必要です。

1 広告面の考え方

- ・ 広告付バス停留所上屋と同様の広告審査の基準及び、外部委員による審査の仕組みを交通局と都市整備局で運営することで都市の空間に資する質の高い広告を掲載します。
- ・ 広告面は基本的にこれまで同様、「一括まとめ売り」とすることで統一されたビジュアルとします。

基準(一部抜粋)

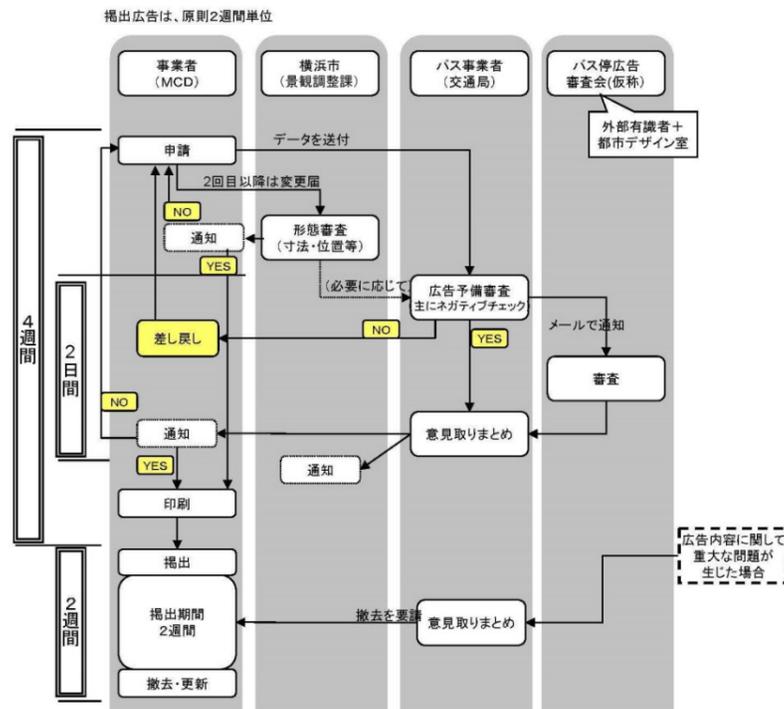
<基本的考え方>

- ・ 公共空間に掲出されることを踏まえた、都市景観を向上させるものであること。
- ・ 地域性を踏まえた、横浜らしいものであること。
- ・ 事業の先進性を踏まえた、斬新で新鮮なアイデアをもっていること。

▼参考：広告付バス停留所上屋の広告審査フロー

現在の広告付きバス停事業の広告審査は 広告事業者、バス事業者（交通局）がそれぞれ審査基準によって予備審査を行った後、外部識者によって構成される審査会にメールで広告案を送付。審査を経て、掲出となる仕組みとなっています。

今後、広告付き案内サインの関係者もフローに加えた上で共同で審査を行うことを検討しています。広告付き案内サインとバス停上屋の広告を一体審査とすることで、引き続き統一感あるビジュアルとしていきます。



◀ 広告面掲出イメージ



2 案内サインのコンテンツ

■ コンテンツの考え方

広域の範囲で統一してデザインされ、魅力的な景観形成に寄与するものとして地図及び広告を以下の考えに基づき、表示することとします。

○ 地図面の考え方

- ・ 地図のデザインに関してはこれまでも質の高い、横浜らしい地図をとということでデザインにもこだわって来ました。(デザイン：黎デザイン/NDC グラフィックス)
- ・ 今回の検討に当たり、①各地域での実績 ②既存地図で存置されるものもあることなどから、現在の地図デザインを今後も継続利用することとします。
- ・ 上記の理由により、今後も2種類の地図デザインを採用することとなりますが、表示内容、配置など、デザインに共通フォーマットを用いることで案内地図としての連続性、統一感に配慮します。
- ・ これまで、地域の特性を筐体の色で表現してきた部分は、地図盤面の上部スペースに地域の特徴を表す色やパターンなどを用いることで、地域性、連続性を踏襲します。

▼ 地図デザイン

都心臨海部の横浜駅周辺地区以外は NDC グラフィックス、横浜駅周辺地区と新横浜駅周辺地区は黎デザインがこれまでも地図デザインを行っています。

左：NDC グラフィックス

右：黎デザイン



▼ 各エリア地図盤面デザイン (案)

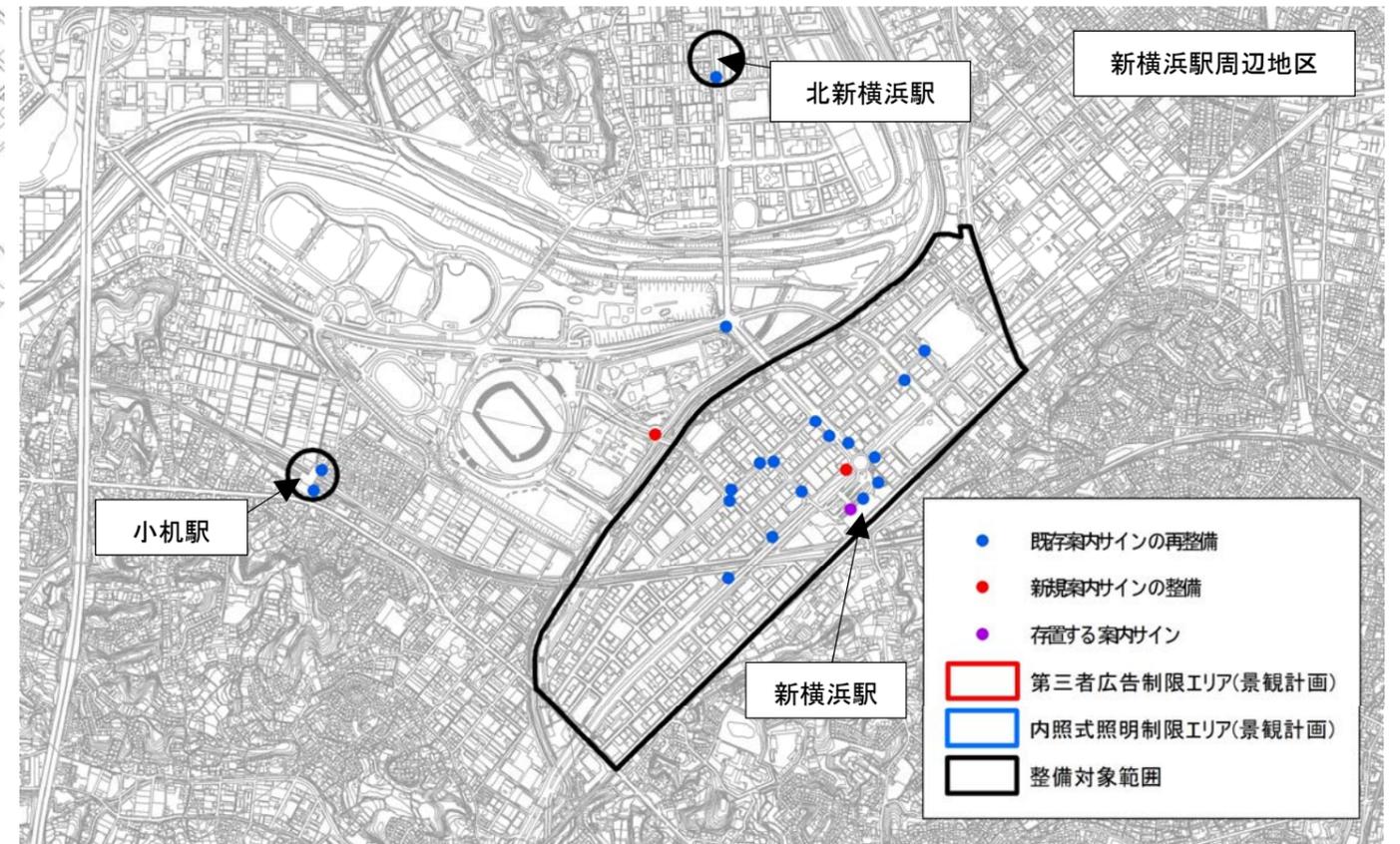
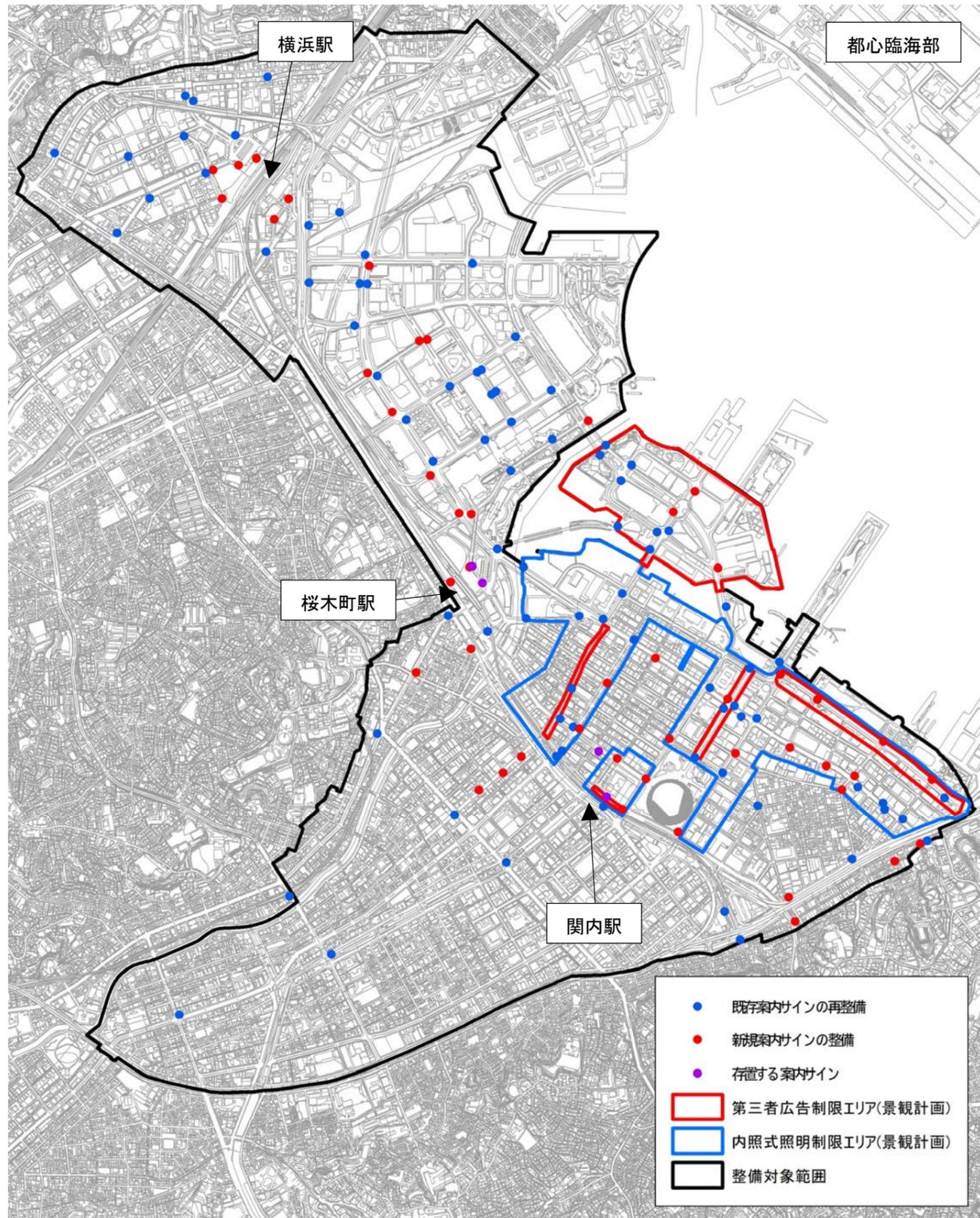
左から

横浜駅、新横浜駅 (黎デザイン)

関内地区、みなとみらい中央地区、新港地区、ポートサイド地区、関外地区 (NDC グラフィックス)

横浜駅周辺地区、新横浜駅周辺地区 (黎デザイン)

提案箇所及び各種制限エリア



個別に道路占用許可、かつ、地元の合意が取得できた場合に限り、整備を行うこととします。

本事業の整備対象

既存案内サイン

撤去

周辺に再整備

道路などで案内サインがなく、サインが必要な場所

新規整備

本事業の対象外

存置する案内サイン

大型地図

音声案内

報告 2 観覧車「コスモクロック 21」の照明演出について

平成 28 年 3 月に LED 化されてから、照明演出としての活用について相談を受けてきましたが、景観への影響が大きいことから、屋外広告物審議会にも報告しながら慎重に対応してきました。

1 これまでの事例

	掲出者	表示内容・期間	備考	広告審
H28	ポケモンコミュニケーションズ (株)	ピカチュウの顔 8/7～13 (7日間)	周辺で行われるイベントと連携した活用。文化観光局との共催事業。 【※1】	報告 (第 57 回)
H29	一般社団法人 横浜青年会議所	会議 (サマーコンファレンス) のロゴマーク 7/20 (1日間)	周辺で行われるイベントと連携した活用。J C I (国際青年会議所) 世界大会誘致に向けた文化観光局との共催。 【※2】	報告 (第 59 回)
	ポケモンコミュニケーションズ (株)	ピカチュウの顔 8/9～8/15 (7日間)	【※1】と同	報告 (第 59 回)
H30	港湾局	WELCOME TO YOKOHAMA ようこそ よこはまへ 4/18, 27 (2日間)	大型客船に歓迎の意を表す文字を表示し、その伝達効果や景観に与える影響等について把握	報告 (第 61 回)
	一般社団法人 横浜青年会議所	サマーコンファレンスのロゴマーク 7/21 (1日間)	【※2】と同	報告 (第 61 回)
	ポケモンコミュニケーションズ (株)	ピカチュウの顔 8/10～16 (7日間)	【※1】と同	報告 (第 61 回)



ポケモン



サマーコンファレンスロゴ



港湾局

2 現在相談を受けている案件

横浜開港祭での活用について、相談を受けています。

(1) 第38回開港祭概要

概要：横浜の開港記念日である6月2日を祝い、開催される市民祭（開港160周年）

日程：平成31年6月1日（土）～2日（日）

場所：臨港パーク及びみなとみらい21地区、新港地区、その他周辺

主催：横浜開港祭協議会（横浜市、横浜商工会議所、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー、一般社団法人横浜青年会議所）

共催：横浜市文化観光局

(2) 照明演出の概要

実施日：平成31年6月1日（土）～2日（日）

表示時間：18:00～22:00（1サイクル15分のうち、約2分間） ※予定

表示内容：現在調整中（周辺で行われているイベントとの一体的な演出となるよう工夫）

開港記念日前夜祭
横浜
ディスコナイト
★DISCO NIGHT★

会場 臨港パーク内 メインステージ

Mighty Crown
The Far East Rulaz

6.1 金
19:30~21:00

コカ・コーラボトラスジャパン株式会社 プレゼント

チーム
スペクタクル
inハーバー

6.2 土
19:20~20:00

会場 臨港パーク内 メインステージ

2日前日は大変混雑が予想される。ご来場の際は必ずホームページにて交通情報をご確認の上でご来場ください。

Thanks to the Port
2018

報告書

親善大使決定!!

新曲ダウンロードはホームページから
お願いします!

横浜銀行
市民による
大合唱!

**ドリームオブ
ハーモニー**
Dream of Harmony

6.2 土
18:35~19:20

会場 臨港パーク内 メインステージ

Thanks to the Port
37th
横浜開港祭

横浜開港祭
Thanks to the Port 2018

**入場
無料**

2018年 **6月1日 金**・**2日 土**

会場 臨港パーク 及び みなとみらい21地区、新港地区、その他周辺

イラスト
学校法人岩崎学園
横浜デジタルアーツ
専門学校
やまもとめぐ
山本 萌さん
作

三井不動産レジデンシャル・原研道模型博物館
プレゼント

第5回
チビっ子駅伝

6.2 土
7:30~12:00

会場 臨港パーク内 水際特設コース

東亜建設工業株式会社 プレゼント

海で働く
**特殊車両
展示**

6.1 金
10:00~17:00

6.2 土
10:00~18:00

会場 臨港パーク内特殊車両エリア

きみが主役だ! レッツチャレンジ!

株式会社キクシマ プレゼント

スポーツ教室

6.1 金
10:00~18:00

6.2 土
10:00~18:00

参加費無料
体作り体験
やります!

会場 翠生エリア

バンジートランポリンで7mで大ジャンプ!!

yh株式会社 プレゼント

**横浜開港祭
キッズ☆プレイランド**

6.1 金
10:00~18:00

6.2 土
10:00~17:00

会場 太新機エリア

6.2 土
18:00~19:00

**YOKOHAMA
★ダンス
STARS**

会場 臨港パーク内
メインステージ

みなとみらいの海を
体験操縦できるのは開港祭だけ!

株式会社 創社 プレゼント

体験操船会

6.1 金
10:00~12:00
13:00~18:00

6.2 土
9:30~11:30

会場 臨港パーク前水辺

ロサ・アルパ

**横浜湾港内
クルーズ**

6.2 土
10:00~11:00
11:30~12:30
13:00~14:00

有料

会場 臨港パーク 本かり橋

日産自動車 プレゼント

**ミニ四駆
レース**

6.1 金
10:00~18:00

6.2 土
10:00~18:00

会場 臨港パーク内

詳しくは
ホームページを見てね!

横浜開港祭公式ホームページがパワーアップ!!
<http://kaikosai.com> 横浜開港祭 検索

開港祭
公式SNSも
チェック!!

f t i

主催 横浜開港祭協議会
横浜市、横浜商工会議所、(公財)横浜観光コンベンション・ビューロー、(一社)横浜青年会議所

info 横浜開港祭事務局 045-212-5511

※イベント内容、開催時間は予告なく変更する場合があります。最新情報は当日はインフォメーションブース、ホームページ、facebookにてご確認ください。(事前登録、有料イベント有り) ※ご来場の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。



アイコン説明

- 1 インフォメーションブース
- 2 スタンプラリーポイント
- 3 エコステーション
- 4 喫煙エリア
- IQOS IQOS OK
- 授乳室 トイレ

スタンプラリー

ポイントA: コスモワールド
 ポイントB: 円形プラザ
 ポイントC: 国立大ホールテラス前
 ポイントD: 特別観覧席横
 ポイントE: 臨港パーク北口
 ポイントF: 潮入りの池/サンポート
 ゴール: スタンプラリー本部

円形プラザエリア

- 1 日産自動車プレゼンツ ミニ四駆MMグランプリ
- 2 応急救護(心肺蘇生法とAED使用方法)
- 3 三菱電機プレゼンツ ボッチャ
- 4 ヤマト運輸こども安全教室

横浜開港祭ストリート

- 1 インフォメーションブース
- 2 東亜建設工業株式会社プレゼンツ わくわく!海で働く特殊車両展示
- 3 横浜開港祭ストリート
- 4 SMILEファクトリー

ランドエリア

- 1 三井不動産レジデンシャル・原鉄道模型博物館 プレゼンツ 第5回チビッツミニ駅伝2018
- 2 横浜ジャム音楽学院プレゼンツ ドラムサークル体験
- 3 横浜開港喫茶

ぶかり橋・遠方エリア

- 1 『たかしまII』乗船会
- 2 ロサ・アルバ横浜湾内クルーズ
- 3 護衛艦「いずも」 一般公開
- 4 SUP体験
- 5 シーカヤック体験
- 6 水陸両用バス乗車会
- 7 クルーズカーニバル

マリンエリア

- 1 アクアボード・フライングショー
- 2 株式会社創社プレゼンツ スーパーキッズ体験操船会
- 3 移動タッチプール アクアマリンふくしま
- 4 官公庁艦パレード
- 5 コカ・コーラ・ラーズジャパン株式会社プレゼンツ ビームスペクタクルinハーバー

潮入りの池ランドエリア

- 1 株式会社キクシマプレゼンツ スポーツ教室
- 2 日天株式会社プレゼンツ エコキッズパーク
- 3 SAKE of the world
- 4 yh株式会社プレゼンツ 横浜開港祭キッズ★プレイランド



投影広告物条例ガイドラインに対する横浜市の考え方

- ・コスモクロック21の活用ニーズも高まっており、「投影広告物」とは言えないため、国の示す投影広告物条例では扱うことができない。
- ・内容が優れていたり、まちの賑わいに資するものは、来街者を増やすとともに、様々なメディアを通して横浜の知名度を上げることが期待できる。
- ・公共空間を利用するため、一定の公共性を有するものであるべきであり、景観にも配慮する必要がある。
- ・内容や効果等に関して審査し、適切にコントロールしていく。

平成30年6月29日 第61回横浜屋外広告物審議会意見

- ・一定の事例を踏まえたうえで必要なルールを定めたらどうか。
- ・今後の技術の進化を考慮すべき。

審査、評価をするためには、一定の事例の蓄積と検証期間が必要

※広告物活用地区内では、特別な制限なくプロジェクションマッピングを実施することが可能

(参考) これまでの事例

	掲出者	表示内容・期間	備考	広告審
H25	三菱地所（株）	<ul style="list-style-type: none">・ドックの保全活用の視点から、賑わい形成に資するイベントを展開・通年（定期的に内容を更新）	<ul style="list-style-type: none">・ドックヤードガーデン内の壁面に投影・公衆に対する表示ではないことから屋外広告物と扱わない	報告 (第50回)
H29	「ファイナルファンタジー30周年×横浜」実行委員会	<ul style="list-style-type: none">・ゲーム「ファイナルファンタジー」のキャラクターによる横浜を舞台にしたオリジナルストーリー・6/10～11（2日間）	<ul style="list-style-type: none">・インターコンチネンタルホテル壁面への投影・ゲーム会社と横浜市の連携イベントの一環	報告 (第59回)

報告 4 商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について

商店街の各店舗の看板は小規模で許可を要しないことが多く、看板を点検する機会が少ないと考えられます。そこで、今年度から、商店街、一般社団法人神奈川県広告美術協会（広告業団体）、横浜市と一緒に地元商店街を歩き、実際の看板を見ながら、日頃の点検ポイントを解説する「安全点検まち歩き」を実施することとしました。

実施に当たっては、看板の安全性のPRを兼ね、募集チラシを横浜市商店街総連合会に加盟するすべての商店街（270団体）に送付しました。

1 スケジュール

平成30年 8月	商店街にチラシ（別添）を配布して募集
9月	申込締切 ⇒ 5団体から応募あり
12月	神奈川県広告美術協会による事前調査
平成31年 1～2月	順次、まち歩きを実施中

2 実施商店街

- ・戸塚区戸塚旭町通商店会 (1/21 実施済)
- ・鶴見区豊岡商店街 (2/ 6 実施済)
- ・神奈川区宮前商栄会 (2/13 実施済)
- ・中区伊勢佐木町7丁目商栄会 (2/13 実施済)
- ・中区元町エスエス会 (2/19 実施予定)

3 当日の流れ

30分程度	資料を使って事前説明（安全管理の重要性、過去の事故事例、看板のチェックポイント等）
1～2時間	まち歩き（商店街内を歩き、実際の看板を見ながら、ポイントを解説）
15分程度	振り返り

みんなで守ろう商店街を！



募集

屋外広告物の安全点検まち歩き

屋外広告物(看板)の落下事故が全国的に発生しており、中には人命に関わるような重大事故となったケースもあります。看板を設置してから年数が経ち、見慣れてしまうと、安全かどうかを意識することも少ないかもしれません。

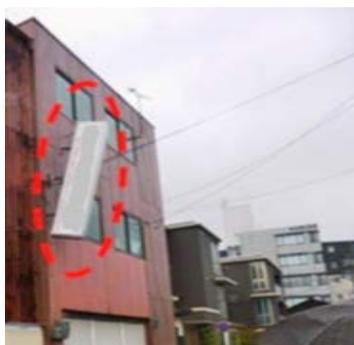
しかし、**事故を起こさないためにも日頃の点検は大切**です。

そこで、横浜市では、屋外広告物の専門家(屋外広告士等)と協力して、「**安全点検まち歩き**」を実施することとしました。

「安全点検まち歩き」は、商店街の看板を単に専門家が点検するのではなく、商店街の皆様にも一緒に商店街を歩いていただき、実際の看板を見ながら、日頃チェックすべきポイントなどをお伝えさせていただくものです。

実施は申込制です。是非この機会をご活用ください。

※申込方法は裏面をご覧ください。



お店の顔である看板を一緒に点検しましょう！

※申込後の流れ

- (1) 実施時期をご相談します。
(年内を予定しております)
 - (2) 実施時期の決定後、専門家が事前に調査します。
 - (3) 商店街の皆様、専門家、横浜市が一緒にまちを歩きながら看板の点検をします。
(商店街の大きさにもよりますが、2～3時間ほどお時間を頂きます)
 - (4) 後日、横浜市から商店街に報告書を提出します。
- (注1) 今回の取組では、看板を取り外すような専門的な点検は行いません。歩きながら目視による点検となります。
- (注2) 点検費用について、商店街の負担はありません。

申込方法

電話、郵送、ファックス、Eメール、直接来庁のいずれかで必要事項とともにお申し込みください。

横浜市商店街総連合会に加盟する商店街から4団体ほど募集いたします。

応募多数の場合は先着順となります（1区につき1団体のみ）。

申込締切日：平成30年9月14日(金)

<必要事項>

商店街名、担当者名（ふりがな）、電話番号

<申込先・お問い合わせ先>

電話番号：045-671-2648

ファックス：045-663-8641

Eメール：tb-okugai@city.yokohama.jp

直接来庁：横浜市都市整備局景観調整課（中区港町1-1 市庁舎6階）

<アクセス>



- ・JR 根岸線 関内駅 から徒歩 1 分
- ・横浜市営地下鉄 関内駅 から徒歩 3 分

屋外広告物の安全点検まち歩き 申込書

商店街名※		(所 在 区) (店舗数)
連絡担当者	ふりがな 氏 名※	
	電話番号※	
	Eメール	

※必ずご記入ください。

このままファックスでお送りいただければ結構です (FAX 045-663-8641)